

回 答 書

業務の名称 志登茂川浄化センター施設点検運転監視等業務
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

上記業務について、下記のとおり質問がありましたので回答します。

平成29年10月13日

設計図書等に係る質問事項
<p>(1) 簡易水質試験業務について 共通仕様書（作業時間）第5条 簡易水質試験業務は毎日（休日含む）とすると記載されているが、特記仕様書には3.簡易水質試験業務（4）測定頻度①～⑤には休日を除く毎日1回と記載されていますが、どちらが正しいでしょうか。ご教授ください。</p>
<p>(2) 汚泥処理に関すること 特記仕様書6頁 第3条 流入標準等（3）汚泥処理に関すること※適用なし と記載されていますが、特記仕様書7頁【参考】3.汚泥処理設備の完成時期 6月末引渡しと記載されていますが、どのような管理を想定すればよろしいでしょうか。ご教授ください。</p>
<p>(3) 特記仕様書5頁 7 各種調達業務（3）施設用消耗品調達業務※適用なし と記載されていますが、油脂類は発注者様からの支給との理解でよろしいでしょうか。ご教授ください。</p>

回 答

(1) 共通仕様書（作業時間）第5条の「簡易水質試験業務は毎日（休日含む）とする。」との記載が正しく、特記仕様書の記載は誤りです。

特記仕様書の記載を次のとおり訂正いたします。

3 簡易水質試験業務

～（略）～

(4) 測定頻度

測定頻度は次のとおりとし、測定項目との組合せは監督員と協議するものとする。

- ① 流入水 休日を含む毎日1回
- ② 最初沈澱池越流水 休日を含む毎日1回
- ③ 生物反応槽 休日を含む毎日1回
- ④ 最終沈澱池越流水 休日を含む毎日1回
- ⑤ 放流水 休日を含む毎日1回

※原則として上記とするが、機器調整等運転管理を行う上で必要が生じたときや、悪水流入時等緊急に測定を行わなければならない事態が生じたときはこの限りでない。

(2) 特記仕様書「第3条 流入標準等 (3) 汚泥処理に関する事」記載のとおり、目標含水率及び汚泥処理管理値は示されておりませんが、これは、汚泥が安定するまで期間を要するためです。この値については稼動後、汚泥の状況を確認しながら協議のうえ検討することとしております。

なお、施設の引渡しを受けた直後の管理は、汚泥の引抜きがないため、機器の点検のみを想定しておりますが、汚泥の引抜き開始後は、汚泥の濃縮、脱水、搬出等の作業及びこれらに係る調整・点検が必要となります。

(3) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書のp13 別表「消耗品・備品等一覧表」に乙（受注者）が用意する消耗・備品類及び燃料等が記載されていますが、本業務においてはそのうち表1に示す消耗品を負担していただくこととなります。（詳細は別表「消耗品・備品等一覧表」等仕様書を参照してください。）